



軽自動車税のお知らせ

平成29年度軽自動車税

平成28年度から、税制改正により、軽自動車税の税額が変更になっています。

問い合わせ 市民税課（市庁舎2階、☎65・4119）

軽自動車

初度検査年月に応じて、税額が決まります。（表1）

※初度検査：新車購入時に最初にナンバーを取得するための検査。初度検査年月は、自動車検査証に記載されています。

①初度検査が平成27年3月以前の車両

初度検査から13年を経過するまでは現行税額のままです。

②初度検査が平成27年4月以後の車両

平成28年度から新税額が適用されています。

表1 軽自動車

車種区分	税額（年額）			
	①初度検査が平成27年3月以前	②初度検査が平成27年4月以後	③初度検査後13年を経過（経年重課）	
四輪	乗用 家用	7200円	1万800円	1万2900円
	乗用 営業用	5500円	6900円	8200円
四輪	貨物 家用	4000円	5000円	6000円
	貨物 営業用	3000円	3800円	4500円
三輪		3100円	3900円	4600円

表2 原動機付自転車、二輪車など

車種区分	税額（年額）	
原動機付自転車	50cc以下	2000円
	50cc超90cc以下	2000円
	90cc超125cc以下	2400円
	ミニカー	3700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3600円
二輪の小型自動車	250cc超	6000円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクターなど）	2000円
	その他（フォークリフトなど）	5900円
雪上車	660cc以下	3600円

表3 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

車種区分	税額（年額）				
	特例なし	特例①	特例②	特例③	
四輪	乗用 家用	1万800円	2700円	5400円	8100円
	乗用 営業用	6900円	1800円	3500円	5200円
四輪	貨物 家用	5000円	1300円	2500円	3800円
	貨物 営業用	3800円	1000円	1900円	2900円
三輪		3900円	1000円	2000円	3000円

税負担を軽減「グリーン化特例」

平成28年4月1日～平成29年3月31日までに初度検査を受けた、三輪と四輪の軽自動車は、平成29年度に限り、燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例が適用されます。（表3）

ただし、次の条件を満たしたものに限りです。

各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

◆特例①

電気自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%軽減）

◆特例②

乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（以下★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物：★★★★かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

◆特例③

乗用：★★★★かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物：★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車



市税の納め忘れありませんか

12月は市税完納強調月間

問い合わせ 納税課（市庁舎2階、☎65・4126、☎65・4128、☎65・4129）

市では、12月を市税完納強調月間として、夜間と休日に相談と納付の窓口を開設するとともに、市道民税、固定資産税、軽自動車税などの市税を滞納している人へ、電話督促、訪問督促、差し押さえ処分などの実施を強化します。

市税は、健全な市政運営を進める上で、大変重要な財源です。納期内の納付にご協力ください。

夜間と休日に窓口を開設します

12月1日から27日まで、水曜日を除く平日の夜間と、土・日曜日と祝日に、相談と納付の窓口を開設します。

日中、相談や納付に来ることが難しい人は活用してください。

納税が困難なときは相談を

▽災害、失業、病気などで納めることができない▽一度に納めることができない▽納付書を無くした▽仕事や通院で日中に市役所へ行くことができないなどの理由があるときは、早めに納税課に相談してください。

市税を滞納すると

納期限までに納付されない場合は、本来の税額に加えて、延滞金が増加される場合があります。

督促状や催告書、電話などで催告しても納付されない場合には、

預金や給与の差し押さえなど、滞納処分を実施することがあります。

納税が困難なときは相談を

▽災害、失業、病気などで納めることができない▽一度に納めることができない▽納付書を無くした▽仕事や通院で日中に市役所へ行くことができないなどの理由があるときは、早めに納税課に相談してください。

12月の納税相談と収納窓口日程

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29 休み	30 休み	31 休み

開設時間

●印は8時45分～20時

○印は9時～17時

12月7日・14日・21日・28日の水曜日は8時45分～17時30分

コンビニや口座振替で納付が便利に

バーコード付きの納付書は、金融機関のほかセイコーマート、セイイレブン、ローソンでも納めることができます。

また、市税の納付を口座振替にすると、納め忘れもなく便利です。

□座振替の申し込みは、▽振替をする預金通帳▽通帳の印鑑▽納税通知書を持って、各金融機関または納税課（ゆづちよ銀行希望の場合は納税課）の窓口で手続きをしてください。